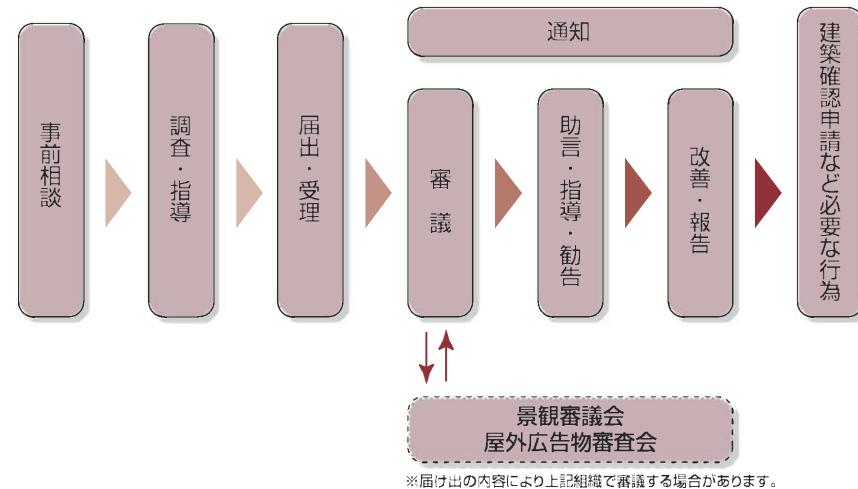


届出の流れ



行為の届出に必要な書類一覧

届出行為	必要書類	位置図	平面図	配置図	断面図	着色した立面図	色見本等	植栽計画図	現況写真
建築物等の新・増・改築や移転、外観を変更する修繕、模様替又は色彩の変更	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/> (立面以上)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
広告物等の設置やその内容の変更(色彩の変更を含む)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/> (底面図)	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
土地の形質の変更(宅地の造成等)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>			<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
木竹の伐採	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>					<input type="radio"/>
物件のたい積	<input type="radio"/>		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>				<input type="radio"/>

助成制度

対象事業	補助率	限度額
沿道セットバック部分の高木を含む緑化	70%	30万円
屋外広告物の撤去(屋外広告審査会が要請したもの)	90%	100万円

◎沿道景観形成条例についてのご相談・お問い合わせは下記までご連絡下さい。

金沢市景観政策課 TEL: 076-220-2364 FAX: 076-224-5046
〒920-8577 金沢市広坂1-1-1 E-mail:keikan@city.kanazawa.lg.jp
ホームページ:<http://www4.city.kanazawa.lg.jp/29020/keikan/index.jsp>

沿道景観形成条例

魅力ある美しい沿道景観の形成 ガイドライン ～東インターナショナル通り区域～



金沢市では、豊かな自然や歴史的な街並みが保全され、又は新しい都市空間が創出される周辺の環境と一体となった、市民が親しみ、誇ることができる美しい沿道景観の形成を図り、もって地域の魅力の向上と人々の交流の促進に資することを目的に、「金沢市における美しい沿道景観の形成に関する条例」に基づき、①沿道景観形成区域を指定し、②沿道景観形成基準を定めることとしています。

この沿道景観形成基準は、沿道に生活するみんなでつくるまちづくりのルールであり、みんなで守り、育て、そして実現していくものです。

**東インターナショナル通り景観形成協議会
金沢市**

東インター大通り沿道景観形成基準(抜粋)

■景観形成基本方針

田園景観から金沢の伝統的街並みに至る景観的グラデーションを演出しつつ、通りとしての調和と統一感に配慮することで、心地よい沿道景観を創出する。

区間	I 区間 (田中橋～田中交差点)	II 区間 (田中交差点～高柳交差点)	III 区間 (高柳交差点～森山北交差点)	IV 区間 (森山北交差点～東山交差点)
方針	<ul style="list-style-type: none"> 開放感のある田園景観の保全による、潤いのある心地よい景観づくり 金沢の玄関口としてふさわしい風格と田園景観との調和に配慮した景観づくり 金沢の中心部に向かう期待感を与える、品格と秩序のある景観づくり 伝統的街並みへの導入部分としての演出と秩序と統一感のある景観づくり 			
屋外広告物	<ul style="list-style-type: none"> 屋上広告については、すっきりとした心地よい沿道景観の創出を図るため禁止とする。 独立自家広告を設置する場合は、1住所(1敷地)に1基とする。ただし、必要最小限の駐車場誘導広告等は除く。 自家広告以外の広告については設置してはならない。ただし、誘導を目的とし、以下の条件を満足するものについてはこの限りではない。 <ul style="list-style-type: none"> 1住所(1敷地)に1基までとし、高さは4m以下 1基で1面あたりの面積の合計は1.5m²(両面で3m²)以下 広告板に使用する色彩は、彩度10以下、1面あたり2色以内を基本とする。 蛍光塗料、赤・黄色等原色のみの面的使用、点滅照明、可変表示広告(電光表示板や大型LED等)は禁止とする。 支柱の色彩は、低彩度の茶またはグレーとする。 <p>※敷地面積が1,000m²以上の商業業務施設^{※1}は、沿道景観形成上支障がない範囲内において金沢市屋外広告物等に関する条例の基準まで緩和することができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 1敷地に1本以上の中高木の植栽に努める。 		<ul style="list-style-type: none"> 敷地条件等により、やむを得ず緑化空間を設けることができない場合は積極的に植木鉢やプランター等による軒先緑化に努める。
景観形成基準				
建築物・工作物	<ul style="list-style-type: none"> 高さについては、周辺の住環境等への影響を考慮し、沿道の街並みとの調和や連続性に配慮する。 主要な交差点に面する建築物等は、沿道景観に変化を与え、まちかどの特徴を表出するため、壁面の意匠等の工夫に努める。 敷地境界付近については、周辺からの見え方への配慮および災害時の安全性を確保するため、コンクリートブロック塀等の使用は避け、積極的に生垣や植栽を設置するよう努める。 	<ul style="list-style-type: none"> 壁面等^{※2}から(都)東山・内灘線の道路境界線までの距離は、原則として1m(公共公益施設や敷地面積が1,000m²以上の商業業務施設^{※1}については2m)以上確保する。 	<ul style="list-style-type: none"> 伝統的な街並みとしての連続性に配慮し、できるかぎり壁面位置を揃えるよう努める。 	
駐車場等	<ul style="list-style-type: none"> 外壁は、グレー、中低明度・低彩度の茶等の落ち着いた色調を基本とする。 ※沿道に面する商業業務施設^{※1}は周辺景観との調和に特に注意すること。 上部の形態を整えるなど、すっきりとした景観を形成するよう努める。 		<ul style="list-style-type: none"> 外壁は、グレー、中低明度・低彩度の茶等の落ち着いた色調を基本とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 勾配屋根や伝統的意匠の採用などに努め、周辺からの見え方に配慮する。

区間	I 区間 (田中橋～田中交差点)	II 区間 (田中交差点～高柳交差点)	III 区間 (高柳交差点～森山北交差点)	IV 区間 (森山北交差点～東山交差点)
緑化			<ul style="list-style-type: none"> 沿道景観に潤いを与えるため、特に道路側の緑化に努める。公共公益施設や商業業務施設^{※1}については、特に配慮すること。 独立自家広告等の工作物の足元の緑化や建築物の屋上緑化・壁面緑化等を検討し、周辺の街路樹と一緒にした緑化空間の創出に努める。 敷地内に樹姿や樹勢の良い樹木がある場合、その保全・活用に努める。 街路樹や公園内樹木の落ち葉清掃等の維持管理活動に協力する。 	
景観形成基準			<p>I・II・III区間</p> <ul style="list-style-type: none"> 1敷地に1本以上の中高木の植栽に努める。 	<p>IV区間</p> <ul style="list-style-type: none"> 敷地条件等により、やむを得ず緑化空間を設けることができない場合は積極的に植木鉢やプランター等による軒先緑化に努める。
その他			<ul style="list-style-type: none"> 屋外に設置する設備機器は、道路から直接見えにくい場所に設置する。やむを得ず道路に面する側に設置する場合には、ルーバー等の目隠し修景により周辺からの見え方に配慮する。 物件のたい積を行う場合は、周辺の景観を阻害しないよう、敷地内の適切な維持管理を行い、敷地周囲の緑化等による目隠し修景に努める。 道路占用物の形態、意匠及び色彩は、華美でなく洗練されたものとなるよう努める。 雑草やゴミの除去等の適切な維持管理によって、沿道景観の向上に努める。 	

・別途、道路本体に関する基準があります。(登載省略)

※1 次に掲げる施設をいう。

ア 物品販売業を営む店舗又は飲食店

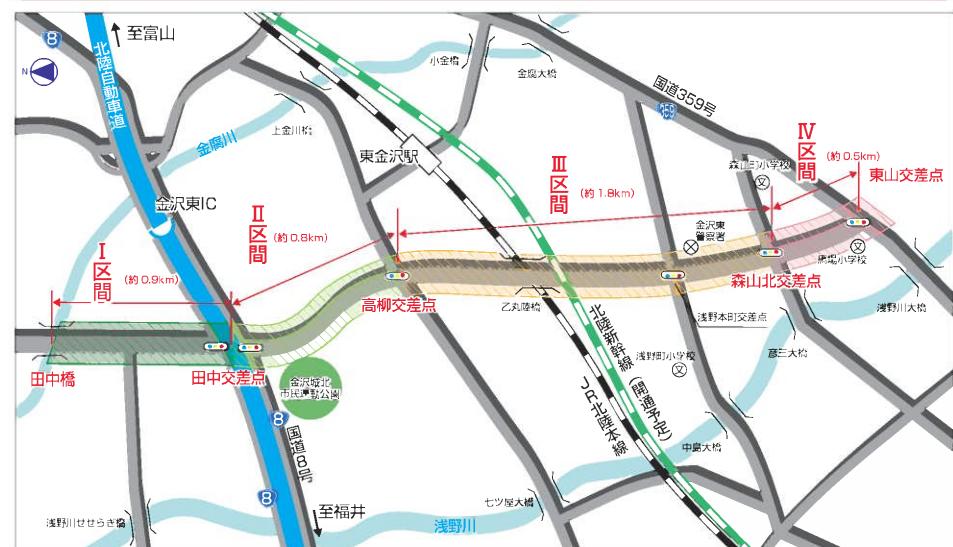
イ 劇場、映画館、演芸場又は観覧場

ウ ポーリング場、スケート場又は水泳場

エ その他アからウまでに掲げる施設に類するもの

※2 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面をいう。

東インター大通り区域 沿道景観形成区域



※区域幅：道路境界から両側40m

0 500m 1000m